

社会福祉法人千葉県福祉援護会 役員等に対して支払う報酬等に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）定款をはじめ、関連する規則等に基づいて、役員等に対して支払う報酬等の算定基準並びに支払方法及び支払いの形態等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の定義)

第2条 この基準において、報酬等の支払いの対象となる役員等の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項第1号に規定する理事、及び同第2号に規定する監事をいう。
- (2) 理事とは、定款第16条第2項に規定する理事長、同第4項に規定する業務執行理事、及び理事長または業務執行理事以外の理事（以下、「非常勤理事」という。）をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に規定する評議員をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項に規定する者のうち、事務局員以外の委員をいう。
- (5) 運営協議会の委員とは、定款第29条に規定する委員をいう。

(用語の定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 報酬とは、職務遂行の対価として毎月あるいは都度に支払われる財産上の利益であって、その名称の如何は問わない。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴って発生する旅費、交通費（通勤手当を除く）、宿泊料、研修費等の経費であって、前号の報酬とは明確に区分されるものである。

(理事長及び業務執行理事の報酬の算定基準)

第4条 理事長に対する報酬は、“等級格付規程”第6条第5号に規定するゼネラルマネジメント職群のうち、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）への格付けに応じて、法人の経営管理の最高責任者としての役割を勘案し、“給与規程”各条項に規定する本俸、役割手当及び賞与を合計して算出した金額を基準とする。

2 業務執行理事のうち常務理事に対する報酬は、“等級格付規程”第6条第5号に規定するゼネラルマネジメント職群のうち、チーフ・オペレーティング・オフィサー（COO）への格付けに応じて、法人の経営管理において理事長を全面的に補佐する役割を勘案し、“給与規程”各条項に規定する本俸、役割手当及び賞与を合計して算出した金額を基準とする。

3 前項以外の業務執行理事に対する報酬は、“等級格付規程”第6条第5号に規定するゼネラルマネジメント職群のうち、エグゼクティブ・マネージャー（EM）への格付けに応じて、その所管となる事業の規模（事業所数、利用者等の数、職員数等）及びこれに伴って発生する責任の比

重等を勘案して、“給与規程”各条項に規定する本俸、役割手当及び賞与を合計して算出した金額を基準とする。

(理事報酬の上限額)

第5条 理事長及び業務執行理事に対して支払う報酬額は、前条各項の規定において算定された額に、当該グレードの滞留年数、保有資格、住居形態及び扶養親族の有無などの属人的要素を反映した“給与規程”各条項に規定する手当を加えた額とし、その上限額は、理事の区分に応じて、【別表1】の当該金額とする。

2 前項の規定により算定された報酬額には、当該事業年度の業績に応じて、支払の有無及びその額が確定する報酬額（以下、「業績報酬」という。）を含むものとする。

3 業務執行理事が、【別表1】に掲げる区分の2つ以上を兼ねる場合には、担当する業務に相当する区分のうちいずれか高い額を上限額とする。

(通勤手当)

第6条 業務執行理事に対しては、“給与規程”第40条の規定を準用して算定した通勤手当を支払う。

(非常勤理事の報酬額)

第7条 非常勤理事に対して支払う報酬は、その職務の遂行に関わった時間に応じて、【別表1】に定める報酬を支払う。

(監事に対して支払う報酬の額)

第8条 監事が、“監事監査規程”に定める職務を執行した場合には、その職務に関わった時間に応じて、【別表2】に定める報酬を支払う。

(評議員に対して支払う報酬の額)

第9条 評議員が、定款及び“評議員会の運営に関する規則”に定める職務を執行した場合には、その職務に関わった時間に応じて、【別表2】に定める報酬を支払う。

(評議員選任・解任委員に対して支払う報酬の額)

第10条 評議員選任・解任委員が、“評議員選任・解任委員会の運営に関する規則”に定める職務を執行した場合には、その職務に関わった時間に応じて、【別表2】に定める報酬を支払う。

(職務に関わった時間)

第11条 評議員、非常勤理事、監事または評議員選任・解任委員（以下、「評議員等」という。）が職務の遂行に関わった時間とは、原則として執務場所への移動時間を含まないものとする。

2 評議員等が、日付を跨って連続して職務の遂行に関わった場合には、午前0時を基準としてその前後の時間をもってそれぞれ報酬を計算する。

(費用：旅費・交通費)

第12条 評議員等が、法人があらかじめ指定した場所においてその職務を遂行する場合、その移動等に必要な費用を【別表3】に掲げる区分に応じて支弁する。

2 前項の規定において、評議員等は、精算事務の簡素化を図るために、通常の執務場所へ移動する手段その他精算に必要な事項をあらかじめ届け出るものとする。

3 評議員等が、法人の都合により、通常の執務場所と異なる場所で執務を行うこととなる場合には、当該場所へ移動する手段その他精算に必要な事項を、【別表3】に基づき、領収証等の証憑書類を添えて、事実の発生後速やかに申告するものとする。

4 理事長、業務執行理事が、法人が設置または運営する事業所以外の場所で行われる会議等に出席する場合には、【別表3】に基づき、当該場所へ移動する手段その他精算に必要な事項を、領収証等の証憑書類を添えて、事実の発生後速やかに申告するものとする。

(費用：研修費等)

第13条 理事長、業務執行理事が、法人が設置または運営する事業所以外の場所で行われる研修等に参加する場合には、【別表4】により、その費用を支弁する。

2 前項の費用の精算にあたっては、研修等の参加費をはじめ、移動に伴って発生する交通費、宿泊を伴う場合の宿泊料等を含むものとし、関連する領収証等の証憑書類を添えて、事実の発生後速やかに申告するものとする。

(報酬等の支払方法、支払期日等)

第14条 報酬及び費用の支払方法及び支払期日については、次の各号の区分により、当該各号に規定するとおりとする。

(1) 理事長及び業務執行理事に対する報酬の支払いは、第5条第1項の規定により算定された額から、同条第2項に規定する業績報酬を差し引いた額を、次の各号のうち、本人が希望するいずれかの方法で、毎月25日に、法人が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。

ア 12分の1に相当する額を毎月支払い、端数は事業年度の最終月に清算する方法

イ 16分の1に相当する額を毎月支払うとともに、“給与規程”第41条第2項の規定を準用し、7月及び12月に各16分の2に相当する額を別途支払い、端数は事業年度の最終月に清算する方法

(2) 理事長及び業務執行理事に対して支払う、第5条第2項に規定する業績報酬については、当該事業年度における法人の業績及び個人の職務の執行状況等を総合的に勘案して支給額を算出し、これを理事会及び監事、並びに評議員会に報告するものとする。

なお、業績報酬の支払時期は、“給与規程”第42条第2項の規定を準用する。

(3) 評議員等に対する報酬の支払いは、評議員等の区分に応じ、【別表1】もしくは【別表2】に掲げた報酬の額から、所得税法第185条第1項第2号への規定に基づいて徴収する所得税を控除した額に、第12条第1項または第3項に規定する旅費・交通費を加えた額を、その支払明細を添えて、当日に現金で支払うものとする。

(4) 理事長、業務執行理事が、第12条第4項の規定により、法人が設置または運営する事業所以外の場所で行われる会議等に出席した場合の費用については、領収証等の証憑書類を添

えて、法人所定の旅費等精算書の提出を受けた時点で、その過不足額を現金で精算するものとする。

(5) 理事長、業務執行理事が、第13条の規定により、法人が設置または運営する事業所以外の場所で行われる研修等に参加した場合の費用について、その精算方法等は前号の規定を準用する。

- 2 前項第1号及び第2号において、支払日が日曜日、祝祭日もしくは金融機関の休業日に該当する場合は、その直前の金融機関の営業日とする。
- 3 前項第1号及び第2号において、法人が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込む額は、“給与規程”第10条各号に規定する項目を控除した額とする。
- 4 第1項第4号及び第5号においては、“経理規程”第33条に規定する概算払いの手続きができるものとする。

(日当)

第15条 評議員等が、法人が設置または運営する事業所以外の場所で行われる会議に出席、もしくは研修等に参加した場合、あるいは運営協議会の委員が定款第27条に規定する運営協議会に出席した場合には、【別表5】に掲げる日当を支払うものとする。

ただし、評議員等において、当該会議もしくは当該研修等が、あらかじめ法人の命令によって参加することとなる場合については、これを当該評議員等の区分に応じた職務とみなし、【別表1】から【別表4】に基づいて報酬を支払うとともにその費用を支弁する。

- 2 前項の支払いを行う場合には、評議員等による会議等への出席もしくは研修等の参加について、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。
- 3 本条の適用を受けて日当を支払う場合には、評議員等が研修等に参加した場合の研修費については法人が全額負担するものとし、移動に要した交通費等については別途支払わない。

(改廃)

第16条 本基準の改廃は、評議員会の決議をもって行うものとする。

(附則)

この基準は、平成29年 4月 1日に制定し、平成29年 6月19日より施行する。

【別表1】

理事の区分	報酬の額	摘 要
理 事 長	月額 1,500,000円	常勤の場合に限る
業務執行理事	月額 1,100,000円	常務理事の職位にある者
	月額 1,000,000円	障害事業部もしくは高齢事業部を総括する理事（職員としての身分給を含む）
	月額 900,000円	保育部もしくは住宅事業部を総括する理事（職員としての身分給を含む）
	月額 800,000円	上記以外の部を総括する理事（職員としての身分給を含む）
非常勤理事	日額 5,000円	職務に関わった時間が4時間未満の場合
	日額 10,000円	職務に関わった時間が4時間以上の場合

【別表2】

区 分	報酬の額	摘 要
監 事	日額 5,000円	職務に関わった時間が4時間未満の場合
	日額 10,000円	職務に関わった時間が4時間以上の場合
評 議 員 評議員選任・解任委員	日額 5,000円	職務に関わった時間が4時間未満の場合
	日額 10,000円	職務に関わった時間が4時間以上の場合

【別表3】

区 分	支弁額	摘 要
鉄 道 賃	実 費	路線ごとに片道100km以上の場合は特急(急行)・座席指定料金含む。
船 賃	実 費	旅行先に応じて、理事長が認めた場合に適用する。
航 空 賃	実 費	旅行先に応じて、理事長が認めた場合に適用する。
車 賃		
自家用自動車	21円/km	駐車場利用料金、有料道路等料金は別途実費精算する。
	実 費	燃料費は実費とし、レンタル代は理事長が認めた場合に限る。
	実 費	路程が2km以上の場合に適用する。
	実 費	公共交通機関の利用ができず、路程が10km以上の場合に適用する。
宿 泊 料	実 費	ただし、上限額は13,000円とする。

【別表4】

区 分	支弁額	摘 要
研 修 費	実 費	移動に伴う交通費等及び宿泊料を含む。（【別表3】を準用する。）
そ の 他 費 用	実 費	謄写代など上記のいずれにも属さない費用。

【別表5】

区 分	金 額	摘 要
日 当	日額 5,000円	会議、研修等の所用時間が4時間未満の場合
	日額 10,000円	会議、研修等の所用時間が4時間以上の場合